

Trial Manufacturing Market

Micro Manufacturing Technology Show

出 展 規 定

1 出展料の支払い、出展契約の変更・取り消し

●出展料の支払い

申込書受領後に請求書を送付いたしますので、2024年3月22日(金)までにお振込み下さい。振込手数料は出展者にてご負担願います。期日までにお振込みいただけない場合、出展をお断りすることがあります。

●出展契約の変更

出展申込書の内容に変更が生じた場合は、書面にて事務局までご連絡下さい。その際には事務局の了承を得て下さい。

●出展契約の取り消し

出展小間のキャンセルは、理由を明記し書面でご連絡のうえ、必ず事務局の了承を得て下さい。その際には、以下のキャンセル料を申し受けます。

期 間	キャンセル料
出展申込締切日(2024年2月16日(金))～出展者説明会前日	出展料の50%
出展者説明会以降	出展料の全額

●その他事項

出展者が下記のいずれかに該当する場合、主催者は何らの催告なしに出展契約を解約いたします。

- ①『出展申込書』に虚偽の記載が認められた場合
- ②出展規定に基づく条項に違反した場合
- ③出展申込者が主催者の利益及び信用を著しく害した場合
- ④特許・著作権等知的所有権保護のため、出展物が係争中の製品(パンフレット等も含む)と判明した場合
- ⑤会場内で他社製品を誹謗・中傷するような表現や言動があった場合、およびこれに類すると判断される場合

※上記に該当する場合は、前項によりキャンセル料を請求します。

※③については損害賠償を請求する場合があります。

※出展者が出展申込み解除により発生する損害・経費負担について主催者は賠償の責を負いません。

2 小間の割り当て

事務局は出展分野・出展内容・会場の構成などを勘案のうえ小間を割り当て、出展者説明会(2024年3月中旬を予定)で発表いたします。割り当てられた小間の一部又は全部を事務局の承諾なしに譲渡・貸与することは出来ません。

3 装飾の高さ制限と角小間について

構造物の高さは3mまでとします。背抜き小間、島小間の場合は別途制限を定めます。

角小間の場合、通路側の側壁は設けません。

4 実演展示

出展物の実演は出展者の責任において実施できますが、はなはだしい音響・過剰な照明・発煙・臭気を伴うものや危険と認められるもの等は、実演の中止や制限を設ける場合があります。また、会場内での物販は禁止します。

5 免責

1.天災、感染症、テロ、国・行政などからの指示・命令、その他不可抗力などにより展示会開催が著しく困難となった場合、主催者は開催前または開催期間中であっても、開催中止、開催期日・開催時間の短縮、開催延期を行うことがあります。

その場合、主催者が上記の決定後、速やかに出展者に通知・公表することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、主催者は一切の責任を負わないものとします。

2.開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、主催者は既に発生した経費を差し引いた出展料金の残額を出展者に返金します。

3.開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については、出展料金等は返金しません。

また、それによって出展者が要した費用等については補償しません。